

歌志内市議会会議録

第3日目（平成25年6月13日）

（午前 9時55分 開議）

開 議 宣 告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則により、会議録署名議員に2番川野敏夫さん、6番女鹿聡さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、湯浅議員外からの意見書案8件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（山崎数彦君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

質問順序5、議席番号1番梶敏さん。

一つ、保健予防について。

一つ、市街路灯のLED化について。

一つ、エネルギー政策について。
一つ、雪害による倒壊家屋について。
一つ、神威岳スキー場につながる市道について。
以上、5件について。

梶敏さん。

○1番（梶敏君） 昨日、おとといと熱心な御議論をされていた後でありますけれども、大変、きょうも気温が上がっております。その中で、私も5点についての質問について、誠意ある答弁をお願い申し上げたいと思います。

それでは、1番目、風疹予防についてであります。

全国的に乳幼児等、また、出産前の御婦人たちに大きな影響をもたらす風疹が全国的に感染をしております、今まさに800人から900人以上の人が感染をしているというふうに伺っております。この風疹が、歌志内方面では感染をしているというお話を聞きませんが、徐々に北海道のほうに押し寄せてくる気がするわけでありまして、この歌志内において、感染があるのか。また、その事前ごとを含めて予防対応を考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

2番目、市街路灯のLED化であります。

この地域の周辺も、街路灯を含めながら、いろいろな照明にLEDの器具や電球がだんだん広がって、多くのLED化が進んでおります。ただ、費用が高騰だということも聞いておりますし、また、前の電球から見ると、明るさがより倍があるよと、効果があるよというふうにも伺っております。その器具、電球もLED化にすると、長期間また使えるというふうに思っております。

そうすると、初期投資が、若干お金がかかるのでしようけれども、長い目で見ていくと、費用がかからないというふうに思うわけでございます。でありますから、また、歌志内も、そういう意味で近代化されている町になっていくというふうに思っておりますから、お伺いをするわけでありまして。

また、聞くところによると、防犯の対応にも効果がある。そして、明るい町をつくっていく、こんなことで、歌志内の今後の対応についてお伺いをしたいと思います。

3番目、エネルギー政策でありますけれども、2年3カ月前、東日本大震災で原子力発電がとまりました。日本国内の原発も、ほとんど停止をしているわけでありまして。従前からの石炭や重油を使つての火力発電、また、風力、太陽光等の電力対応が、大いに産業的にも国民生活においても期待をされているところであります。

また、歌志内は、石炭を発見をし、石炭を採掘をするという、このことで歴史を築いてきた我が歌志内でありまして、歌志内にとりましても、今後とも火力発電に、また、石炭を使うという火力発電に、これも国内の石炭を使うということで、今後も大きく期待をするところであります。

しかしながら、近ごろ、9月ごろでしたか、北電で電力料金の改定をするというふうには、作業には入っているのではございましょうけれども伺っております。火力発電については、燃料が高騰をしている、こんなことでありますが、その状況はいかがでしょうか。

4番目、雪害による倒壊家屋でありますけれども、昨年冬、そしてこの冬と、家屋が倒壊をしていく、こんな状況にあったわけでありまして。倒壊した家屋が、まだ片づけられていないところによりまして、この雪がなくなった後、風等により周辺の住居や、また畑などに廃材が吹き飛んで迷惑がかかっていると、そんな状況の中で、その実態をよく調査していると思いま

すが、今後の対応をお知らせいただきたいと思ひます。

5番目、神威岳スキー場につながる市道であります。

冬期間、道道の歌神の交差点から上がっていく神威岳スキー場につながる車道が、除雪している幅も、特に冬期間ですから狭く、車が交差をするのが難しい、ある意味では、坂道でありますから、急にとまることもできない。そんなことで、大きな、ある意味で事故が起きているというふうには伺ってございませぬけれども、スキー大会に行く選手を乗せたバスや大型車の運転手に聞くと、ひやひやだよと。ある意味では、上りは前から車が来たらバックをしなければならぬ、坂道を下がっていく、こんなふうにも伺ってございませぬ。

また、市立病院側からの道路のある、その下の、俗に言うトンネルということになるのでしようけれども、トンネルの下は日が当たらないから滑りやすく、気をつけて通らなければいけません。当然、気をつけて通ることになるのですけれども、通らなければいけませんというふうには伺ってございませぬ。

私も、冬の間、若干走らせてもらいましたら、やはり車があってもなくても気をつけて、当然、気をつけて走るということになるのですけれども、特に気をつけて走らなければならぬ危ないところではございませぬ。そんな声も、私自身も感じましたし、市民のほうからも伺ってございませぬから、少なくとも冬の間は一方通行道路、ある意味では大型車は通させない。地域に人が住んでございませぬから、状況がありませぬけれども、大型やマイクロバス等である方々については、道道を市立病院のほうまで行って、市立病院の横の神威岳につながる道路を通ったほうが安心して通れるかと思ひますが、これについて御見解を伺いたいと思ひます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 1番目の保健予防について、①と②は関連がございませぬので、あわせて御答弁させていただきます。

①現在の当市の感染状況につきましては、把握することはできませんが、滝川保健所管内における2013年第22週、5月27日から6月2日の報告数はゼロ人となっております。また、本年の累積報告数につきましてもゼロ人となっており、滝川保健所管内は流行の状況にはございませぬ。

次に、②の風疹の予防対策につきましては、幼児に対する予防接種を行っております。予防接種は、予防接種法に基づき、1歳児、生後12ヵ月から24ヵ月未満児と5歳以上7歳未満で、小学校就学前の始期に達する日の1年前の日から、当該始期に達する日の前日までの間にあるもの、幼稚園年長児相当に対し、麻疹ワクチンを合わせた麻疹・風疹混合ワクチンを接種しております。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私から、2番目の市街路灯のLED化についてと、5番目の神威岳スキー場につながる市道についての御答弁を申し上げます。

まず、2番目ではございませぬが、LED化率の状況、今後の対策ではございませぬ。

LED化率の状況につきましては、市内には街路灯、防犯灯を含めまして940灯でございます。そのうち、20灯につきましては、LED照明に移行しており、LED化率は2%となっております。

次、今後の対策ではございませぬが、国庫補助等の事業を模索しながら、計画的にLED照明への切りかえを行い、電気料金の節減を図りたいと考えております。

次、5番目ではございませぬ。

冬期間、大型車のトラブルがあり、大型車の通行、市立病院側の道路にと考える市民の声があるということにつきましての御答弁でございますが、道道赤平奈井江線から砂川歌志内線につながる市道筈沢線についての道路と思われませんが、大型車のトラブル等についての情報は市には来ておりません。大型車の進入を防いだり、規制を行うためには、道路管理者のみの判断で決められるものではございません。トラブルの具体的内容を調査いたしまして、適正に対応をいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 私のほうから、件名3のエネルギー政策について、御答弁申し上げます。

北海道電力の火力発電所で使用する石炭の約2割が国内炭とされており、外国炭との単価を比較すると7割ほど割高のため、燃料費高騰の要因となっていることから、今後は液化天然ガスへの転換も検討されているとの報道がありましたが、現在、空知炭礦が納炭している砂川市と奈井江町の発電所については、国内炭の有効活用という観点から、継続して使用する考えであるとのことであります。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 私からは、件名の4、雪害による倒壊家屋について御答弁申し上げます。

①倒壊家屋の廃材が風により吹き飛んで、周りの迷惑になっているとの御質問でございますが、倒壊家屋でございまして、基本的には家屋の所有者に片づけてもらうこととなりますが、所有者がいない場合などは状況を確認させていただき、地元町内会などと個別に対応を検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） ただいま答弁をいただきましたけれども、まず、順序よく進めてまいりたいと思っております。

風疹の部分はゼロということで、よかったなというふうに思っております。本州のほうで800人以上、900人ぐらいだと思うのですけれども、現在の状況、その辺かなと思います。ですから、このことが、ある意味で、風疹の話題がありますものですから、北上してくるのではないかなという心配がしてまいります。特に、子供たちになります。子供たちについて、予防をしているというわけでありましてけれども、予防接種について、これは有料である、無料であるという部分をお聞かせいただきたいと思いますというのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。○保健福祉課長（虻川善智君） 無料であります。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） そのことで、常にいろいろな予防、蔓延をしないために、いろいろな情報をとりながら対応をしていただきたいと思います。特に乳幼児、そして5歳以上7歳未満の部分が無料ということですね。これ、聞くところによると、予防接種を自発的に受けると1万円ぐらいかかるということなのですからけれども、この年代だけ無料でしているということで理解してよろしいのですね。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） そのとおりであります。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） よろしく願いをいたします。特に歌志内、安全・安心で暮らしていただける、この地域であることをより願うものであります。

次に、LED化でありますけれども、2割ぐらいがLED化になっていると、こういうことで伺っております。特に、器具が高い、ある意味では長持ちをする、そんなことで、町が明るくなるということも含めながら、先ほど申し上げたように、防犯対策やいろいろなことにつながっていくわけでありまして、子供さんたちを含めて、ある意味では歌志内がおくれているなど、こういうことにならないように、少なくとも目に見える施設、設備ですからお願いをしたいなど。これは、20灯はどちら方面につけておられるのか。ちょっとわからないものですから。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 先ほどの答弁でございますが、LED化率は2%。2%の多くは、チロルの湯の道路に行きますと、左右に丸い照明がございますが、あそこを主にLED化にしております。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） 大変失礼いたしました。2%ということで、ちょっと計算違いをいたしました。

特に、実施率が少ないということに受けとめられますので、この近隣の町のほうも、砂川にしる滝川にしる、特に奈井江なんかも、かなり普及をされているというふうにございます。ただ、私ども、こうやって見ていて、これLEDだな、LEDじゃないなど、なかなかよくわからないものですから、そんな意味で、歌志内もいろいろな意味でおくれているよと言われるとすると、やはりその辺のところも目につくものですから、していただきたいと思えますし、ある意味では課長の答弁にありましたように、電力料金の部分もそれにつながって、初期投資の部分もあるから、これはちょっとあれでしょうけれども、その面を含めて国庫補助をどうのこうのということになります。

ですけれども、昔、街路灯が裸電球の時代がありましたよと。それを今の時代になったときに、大変明るくなりましたよと。子供のころに、野球のナイターみたいなつもりで、野球できるぞみたいな冗談を言ったようなこともありましたけれども、今、この時代に先に来ると、やはりそのことも含めて、デザイン的なものもありましょうし、町の景観にもつながっていくし、防犯上のこともありますし、また効果もあります。そんなことで、ある意味では進んでいけるように。

それで、この修繕の効果は、どういう効果を見るかと、なかなか難しいのでしょうかけれども、ある意味では明るくなって効果あるよと。ある意味では、暗くなってから道路を歩かれる方、明るいんですねとか、その辺のところは何かいろいろ評価を伺っていますか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） LED化の照明につきましては、例えば今現在、60ワットの白熱灯の明かりと同じような明かりを求めるとしたら、LEDは40でいいとか、ワット数を下げることによって同じような効果が生まれます。そうすることによりまして電力料金も下がると。明かりを確保された中で電力料金を下げるという部分で、今、梶議員が言われましたように、初期投資は若干かかりますけれども、そのようなことになります。

市民の評価といいますか、そういう部分につきましては、白い明かりといいますか、明度というのですか、そういう度数が非常に高いものですから、ちょっと明るくなりましたねという

部分は何人かからお聞きしております。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） 答弁の中に、私も言いましたけれども、国庫補助等の模索をしながらということなのですから、この辺のめどはどうなのでしょう。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 日々、その補助事業に向けて、いろいろ模索しているところですが、中小企業のそういった補助とか、そういう部分につきましては、商工会議所さんとか商店街という部分の関係がございまして、なかなかそちらのほうの補助というの厳しい部分があるのかなと思います。その中で、道路事業の中で、そういう照明施設ができないのかとか、いわゆる防犯灯も含めて生活環境の部分でそういう補助がないのか、今後、常に模索と申しますか、研究をしながら、補助事業に乗った中でできるのが一番望ましいと思いますので、そういうことで、今後も調査、研究をしていきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） 先ほど申し上げましたように、砂川とか滝川とか、この周辺の、特に奈井江とかということで、大きく更新をしていっているようであります。ですから、今後ともいろいろな政策あるでしょうから、そういう中、よく見詰めながらも、歌志内の町が一層明るくなるように、また気持ちもそれに伴って明るくなっていくような形につながっていくようお願いをしたい。

我々、車を運転して、よくよその町に行きますよね。たまたまLEDの電球かどうかはわかりませんが、そういう変わったものがあると、明るいとか、すばらしいとかって、よその町で思ったりするものですよね。そういう部分でいくと、やはり歌志内を通過する車両というのも結構ありますから。その人方の印象に残るような、また、そういうことにもつながっていく。あそこの町、どこだっかわからない人でも1回通ったら、通りやすいところだなと、こんな思いを持っていただければありがたいと思いますので、よろしく御努力を賜うようお願い申し上げ、早期にLED化につながるようお願いをしたいと思います。

続きまして、エネルギー政策のほうをちょっと先にやらせていただきますけれども、一定のお話を頂戴いたしました。特に、一番この質問をしようとした原点は、まず、原発が2年ほど前にとまるということになりました。これは大震災の部分、私ども改選期の前の3月11日、ちょうど議会をやっている最中に、急遽、議会をとめて、もっと震度が大きくなれば逃げなければならないという、対応をしなければならないという悩みが頭によぎった、思い出すわけがありますけれども、その状況の中で、今、原発がとまったよと。そして、電力の逼迫の状況をこれから迎えてきたよと。北海道においては、火力発電所、石炭を使う、重油を使うということで、道民の皆さんの御協力をいただきながらやってきたのだらうと思っております。

ただ、この9月ごろといいますか、北電の電力料金が改定をするよと、ある意味で値上げをする前提の改定をするよというときに、いろいろな新聞記事の中で、火力発電所の燃料費が高騰をしているよと。原発の理屈も含めて電力料金が上がるのではないかと、こういうふうな新聞記事が出ておりました。

今の時期、もう、いろいろな議論をされているのでしょけれども、特に、私が気になるのは、かつて20年前は海外炭が安くて国内炭が高い。ある意味では、国内炭を使わないで海外炭を使えと、こういった時代がありました。ところが、今の答弁のような格好、お互い、国内炭のほうはそれほど変動はないのだらうと思うのですけれども、いろいろな産炭地の関係で高くなっているものもある。そうすると、またまたここで、国内炭を使っているから電力料金が

上がるのだという風潮が生まれてくる心配がどうしても拭い切れないものですから、安定的に北電に、恐らく話はあるのだらうと思っておりますけれども、安定的に納入ができるのだらうと思っております。歌志内が石炭を掘ることによってできた町、石炭を掘ることによって皆さんが豊かに暮らしてこれた町、こんな思いを持つものですから、そう思っております。

特に、私も20年ほど前に、抗内炭の部分が特に閉山になっていくよと。それは、掘るのに費用がかかるよということで石炭不要論みたいな話になってきましたから、あのときに、消費者協会、恐らく前の市長が産炭地の課長をやっているときに、一緒に北電に、国内炭を使うように要請行動を起こしたり、陳情に行ったりしていた記憶がございます。そのときに、先ほど申し上げましたように、消費者団体と言ったら怒られるかもしれませんが、そういう団体の人が、国内炭を使うな、海外炭を使えと、大シュプレヒコールを受けてその場で立ちすくむような状況もありました。だけれども、我々はその中で、ひたすらお願いをして帰ってきた。けんかをしに行ったわけではありませんから、お願いをしてきた、こんな思い出がよみがえります。逆に、そのようなことが、ちょっと今、思い出ささったものですから、この点をきちんと確認をして、我々が応援できるものは応援をしていく。そして、歌志内の町をつくった石炭、そして石炭とともにこれからも歌志内が続いていくと、こういうことをこいねがうものですから、こういうお話をさせていただきました。

ということは、今、燃料費が高騰という部分でいくと、これはどういうことなのかということもわかるでしょうか。答弁を願いたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 報道に伴います燃料費の高騰については、今回の部分につきましては北海道電力さんが9月1日からの値上げ申請におけます経済産業省の電気料金審査専門委員会でのやりとりの中での報道でございますので、この内容については、単価価格等については承知しておりませんので、わかりません。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） こういうグローバルな時代になってきましたから、ちょっと心配はするのですけれども、我々の力でどうすることも、なかなかできるものではございません。ですけれども、今後とも歌志内も、ある意味ではまだ石炭の町でありますから、このことについて訴えていかなければならないだらうと思うのでありますけれども、石炭はこれからも継続して使って、将来的にも使っていけるよということでお伝えをしてもらいたいと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 現在も、5市1町、産炭地として固まって、いろいろな場面での要請を行っているところでございます。来月も、いろいろな空知の中で、いろいろな班に分かれて、また要請をするという形になっておりますので、いずれにしても、現在のこのエネルギー情勢というのは、先般も新聞に出ておりましたが、非常に外国からの輸入炭というのは、政治的な事業もありまして、先般はモンゴルの開発がとまりましたね。日本の国への輸出というのが現状見込めなくなるとか、あるいは、オーストラリアの石炭、あるいは、カナダの石炭というものが、町の中心とした購入価格の変動によっていろいろと動きが変わるということもあるようでございまして、あるいは為替の問題も出てくるだらうという、そういう意味で、やはり国内炭を安定して使うというのが、この火発という問題を考えますと、私は最も安定したものになるのではないかという思いも含めて、これから産炭地共同して国のほうに働きかける。あるいは、政治的に働きかけるということは、これからも継続して進めていかなければならない

のではないかなと、そのように思っております。

幸い、先般、北電さんがお見えになったときに、今後も国内炭、空知炭礦の石炭を必要としていますと、こういうことははっきりおっしゃってくださったものですから、我々もさらに国のほうに、この後押しをするために働きかける行動を起こさなければならない、あるいはしてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） 大変、市長のほうから詳しく、そして力強いお話をいただきました。大いに安心をして、歌志内の歴史をつくっていただいた主産業の石炭産業について、これを見詰めてまいりたいと思います。

特に、我々議会のほうも、まだ話はしていませんけれども、個人的には議会側もかつてのように、石炭を守るために行動を起こさなければならないとするならば、しなければいけないと、こんなふうに思っております。本当に20年ほど前には、議員も全員という形の中で各地へ出向いていった。特に、北炭の閉山、そんなときにはもう大挙して行った思いがございます。心が一つになったのは、本当にそれなのかなと思います。でありますから、市長にもこれからは御努力、御協力をいただきながら、私どもも協力をしていかなければならないというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、次に移ります。雪害による倒壊家屋でありますけれども、なかなかいい案がひらめいてはこないのですけれども、ある意味では、街中といたらおかしいけれども、すぐそばの家にも住んでいますよ。ある意味で畑ありますよ。風が来たらどうするのよ、こんな話もよくされるものですから、一定の対応というのはできないのかなと。対応という言葉しか使えないのですけれども。もう、ごみが飛んでくるよと、これどこに文句を言ったらいいのかなという話にもなりますし、その辺、課長どうですかね。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） ごみの関係ですが、倒壊した家屋ということであれば、一般的にはごみという形になると思います。ごみということになれば、清潔の保持ということで、その土地ですとか所有者とか管理者の方に片づけていただくというのが原則となります。

それで、所有者ですとか管理者がいない場合、こういう場合についてはどうしたらいいかというのは、個別に、先ほども申しましたけれども、地元の町内会さんとかが一番詳しいと思いますので、その中で協議しながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） 歌志内のかつての炭鉱住宅地域は、今、市営住宅地域というのですね。それは別でしょうけれども、持ち家で暮らしたよということからすると、古くから住んでいたような人、また、古くからいたのだけれども、ある一定の、10年、20年前からもういないよと。だから、どこに誰がいるかわからない、いるかもしれませんけれども、ただ、それ以上に、今度は誰が本当の持ち主なのかというのがわからないのだろうと思うのですよね。恐らく10年近く前に倒壊したとしても、そこにもう40年も住んでいる、50年も住んでいるよといったときに、誰だれがいて、ちゃんと相続されているのかという問題もありますので、結局、迷路に入ってしまった行き着かないのではないかなと。

ある意味では、この歌志内に住んで、どこかに住んでいなければ、ちょっと知らないよと。放置しているよという部分で、誰も責任がなくなりますよ。特に、持ち主がもう何十年前に亡くなっているかもしれない。この辺のところの対応というのは、どう考えればよろしいのですかね。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） その部分が一番困っておりまして、持ち主がわからないということで、まず、最初にそうはいつでも、持ち主ですとか管理者というのを調べて、実際にいるかどうか。そして、いるということであれば、その部分につきましては、御本人のところに文書を送って、清潔にさせていただきたいということで、言えば片づけていただきたいということになりますけれども、そういう者がいないということであれば、実際に危険だということであれば、危険なものはすぐに市のほうで対応しないとだめだというふうに思います。

それ以外の、多少時間を置いても何でもないというようなものであれば、やはり、先ほど言いましたけれども、ちょっと地元の方と御相談をして、どういうふうにするか。一方的に市のほうで公費をかけて片づけるというのも、そうすると、どこでもということにはなりませんので、公益性とかそういう部分については、やはり町内会の代表だとか、町内会として、これはもう片づけてもらわなければ、公益性もあるだろうということであれば、その部分についてはまた検討のしようがあるのかなと思いますので、ケース、ケースがあると思いますので、そういうものについては個別に対応をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） なかなか難しい問題で、ある意味では、倒壊してしまったほうがまだいいかもしれない。いつ、どうするのよと、隣の人がくっついていてよと、その土地。これもまた大変な問題でしょうけれども、それもまた、空き家であれば、言われたように誰の所有者なのだろう。所有者の名前のない人は、直系であろうと、ちょっとならないですね。なかなか難しいなと思っているのですよ。我々もよく、何とかしてよ、何とかしてよと。恐らく課長も、何とかしてくれ、何とかしてくれと言われているんだらうと思うのですよ。なかなか答えが見つからない。ちょっと歩いたら言われるものですから。ただ、そう言われれば、逆に言ったら、いつ壊れるのかというのが心配だということも、その辺のところも悩みの種だらうと思いますけれども、ほかの市民の人たちが安心して安全で楽しい町だよということで暮らせるように、何とか御協力を賜りたいなと思います。

続きまして、ちょっと神威岳スキー場のほうに行きますけれども、スキー場の部分、今、御答弁いただいたのですけれども、私も公の道路で、個人的な道路ではないものだから、いいよとか悪いよとか、これは手続、手順がある。通行どめにするとすれば、ある意味規制をかける手順があるでしょうから、なかなか難しいでしょうけれども、ある意味では、スキー場にスキー大会に行くのに、大型、または大型に近いようなマイクロバスが通るとき、その運転手もおっかないよという話もしております。

ただ、うまいぐあいに大型規制をしたって、どこからどこまで規制をすれば一番効果的のかなというの、なかなか難しいところだなと。ただ、そんなに遠くないところに、神威のものと駅あるところから市立病院に上がっていく、あの道路を通ったほうが楽ですよ。特に、運転手から聞くと、その病院から来る道路の降下になっている、あの辺の位置のところの道路にすると、本当に冬の間はそんなに、大型が来たらどうするのかと。坂道だから、バックするにもどこかによけるのにも場所がないよと。だから、そこに場所をつくれということではないのですけれども。だから、いっそのこと良心的に、神威岳の上りについては歌神のほうから上がってもいいけれども、下りは市立病院側からおりてくれとか、どちらがいいのかわかりませんが、そんなふうな指導というか何かできないものかなというふうに思うのですけれども、誰に聞いたらいいのかな、よろしくお願ひしたいなと思うのですよ。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） どういうふぐあいが起きているかという部分を、今後、聞き取り等をしてしながら、どういう部分が支障となっているのかを調査しなければなりませんけれども、今、議員のお話の中では、いわゆる今の歌神の旧道道ですか、それが幅員が狭く、知っている方はそれぞれの道路を上ったり下ったりという部分があると思いますが、遠くから来た方は、そういう道路がわからない中で通って、そういう障害になった部分もあるということでないかなと思います。

一つの例として、今、梶議員言われるように、一方では、例えば上り専用にして、下りは病院のところとか、そういった部分も対応の一つかなとは思いますが。

ただ、規制等に関しましては、公安委員会と協議しながら設置するもの、あるいは道路管理者のみが設置するものの看板がございます。道路管理者のほうは、警戒とかそういう看板でございまして、進入禁止とかそういう部分は公安委員会になりますので、部分的には警察のほうと協議しながら、そういう問題を解決していかねばならないのかなと思いますが、とりあえずどういう部分が支障になっているのか、調査して対応できればと思っております。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） それで、本当に、余り車が連なって上がってこないから、事故的には聞いていないのですけれども、ないだろうと思うのです。小さい事故は若干あるのかもしれませんが。ただ、それはある意味で連なってきたら、恐らく上りのほうで車が交差するというか、上っているときに下りの車も来たときに、恐らく大型車同士で行くと、上っている車が下がっていくようになるのですよ。下がっていく車のまた後ろにも後ろにも続いてしまったときには、もううまくかなんいなど。大型車が2台も3台も続いたら、よく前見えませんでしょう。だから、そんなことの状態があって、大きな、こうしなきゃならないよという事故があって、対応策を練るという話ではなくて、事前にそういうふうな、なかなか難しいのですよね、答えが出ないのですよね。ですから、何とか、最初は市立病院の前に大型車いたらだめでないかなと話が起こったのだけれども、今はそういう話ではないのだけれども。余り通させるとやばいかなと思ったのだけれども、だけれども、やっぱりそれしか方法、そのためにつくった道路ですので。神威岳に行く、神威岳から一の沢に抜けていくということで作った道路ですので。何とかその辺も、まだほかに方法も何かあるかもしれません。

よく、旧歌志内高校の前を通させたらいいのではないかという人もいたのです。それは、だめだよと。ロードヒーティングをやらなくなったんだから、上がれなくなるのだから余計事故が起きるよという話もしたのですけれども、その辺、なかなか声が聞こえてくるんだろうと思いますし、ある意味では、神威岳スキー場のいろいろな面で影響を与える可能性もなきにしもあらずだなと、こんなふうに思っていますので、最後、もう一つ答弁をいただいて、終わりたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） いずれにいたしましても、大型車が、今現在の旧道から市道になった筈沢線ですか、この道路について、大型バスが上れるような道路では、なかなか難しいという幅員にもなっておりますので、例えば、一つの案として、お帰りは大きな道路の案内をするとか、お帰りはこちらの道路を推奨するよというようなことをやったり、そういうことは道路管理者ではなくても、歌志内市として誘導を図るということは、できないことはないのかなと思います。総合的にどういう部分がいいのか、ちょっと時間をいただきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） そういうふうな話もしたら、ちょっと越権行為かなと思ってしまったの

と、スキー場を非難しているように捉えてしまったら嫌だなという感じでしたものですから、ソフトな話をしていたのですけれども、ある意味で、恐らく大型車的に言うと、10割スキー場、冬の場合は、だろうと思うのですよ。そうすると、それだけでなく、これ連携が、ある程度案内をして、こうですよという案内をしていけば少しは。そして、そのうち、その経過によって、どこを規制をかけたらいいいのかという話、また規制をかけなくてもスムーズに行くよというかもしれません。そんなことで、御努力をお願い申し上げて質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さんの質問を打ち切ります。

質問順序6、議席番号4番下山則義さん。

一つ、市立病院の安全管理について。

一つ、歌志内幼稚園の管理運営について。

以上、2件について。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） このたびの一般質問は、2件につきましてお伺いいたしたいと思しますので、よろしくお伺いいたします。

それでは、早速、質問のほうに進めさせていただきます。

まず、件名1番であります。

市立病院の安全管理についてであります。歌志内市の各公共施設では、火災等に備えて、避難、消火、そして、通報等の訓練が行われているわけでありまして。

そこでお伺いいたしますが、1、市立病院には約60名の、満床時ということで60名の患者が入院されているわけですが、火災等に備えての訓練、どのような方法で行っているのかをお伺いいたします。

二つ目であります。火災等に備えて、2階に入院している、ほとんどこの60名、2階に入院しているわけですが、その入院している約60名の患者を、施設外にどのような方法で避難させる、そういった計画をお持ちなのかをお伺いいたします。

3番目の質問であります。

火災等に備えて、夜間など、職員の手薄な時間帯の職員の応援の計画、それらにつきましてお伺いをいたします。

4番目の質問であります。

火災等に備えて、避難通路の確保、その確保についてをお伺いいたします。

次に、件名の2番目であります。

歌志内幼稚園の管理、運営についての質問であります。歌志内幼稚園には、現在29名の園児が通園し、就学前教育を受けているわけでありまして。

そこでお伺いいたしますが、1番目、幼稚園施設の耐震性や施設遊具等の安全性についてお伺いをいたします。

二つ目の質問であります。園児が保育を受けるに当たって、中学校とのつながり、中学生の保育実習、その取り組みにつきましてお伺いをいたしたいと思っております。

3番目の質問であります。中学校との取り組みについて、園児並びに生徒に与えるその影響につきましてをお伺いいたしたいと思っております。

4番目の質問であります。

これは、昨日、川野議員からの質問でもあったかと思うのですが、中学校校舎に幼稚園施設を移したいとの考えがおありのようでございますが、教育長のそのお考えをお伺いいたしたい

と思います。

以上、8点につきましての質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） 私のほうから、件名1、市立病院の安全管理について、1から4まで御答弁申し上げます。

初めに、1の火災等に備えた訓練につきましては、毎年2回、8月、3月、消防訓練として、消火訓練、通報訓練、避難訓練を実施しております。消火訓練は、屋内消火栓、消化器を使用した初期消火の訓練、通報訓練は、消防への通報や院内放送で非常放送を行う訓練、避難訓練は、避難誘導を初め、2階病室から避難場所までの担架による人員搬送訓練を実施しております。

次に、2の避難方法であります。当病院の建物の構造は、建築基準法及び消防法上から2方向避難が可能な構造となっておりますので、火災の出火場所により、東側または西側の避難階段から入院患者様を非難場所まで誘導、搬送することとなります。しかし、入院患者様のほとんどは寝たきりの方が多いため、避難するには多くの人員による救出活動が求められます。現在、隣接するしらかば荘並びに神威町内会との3者において、災害時における可能な限りの相互の支援協力について、協議、検討を行っているところであります。

また、本年3月には、自治体病院等広域化連携構想中空知地域行動計画が作成され、今後、災害時における入院患者様の受け入れなど、具体的な協力体制について本年度より協議、検討していくこととなりました。

今後、各自治体病院との協力体制や各地域からの応援体制を含め、入院患者様の救出活動が円滑にできるよう、消防本部及び各関係機関との協議を行い、災害時に備えた体制づくりに努めてまいります。

次に、3の夜間等の応援計画でございますが、火災等が発生した場合は、当病院では、夜間休日非常時の連絡網を整備しておりますので、この連絡網により職員全員に連絡をとり、速やかに病院へ集合することとなっております。

夜間の診療体制は、医師1名、病棟に看護師2名、看護助手1名と夜間夜警員1名の5名体制で行っていますが、万が一の火災発生時には、夜警員室から119番通報ボタンを押すことにより、消防本部へ自動的に火災通報がされるシステムになっております。また、その際、順次、事務長を初め事務職員の自宅にも直接火災通報がされることになっております。

御指摘のように、夜間は職員数が極端に少ないので、先ほども御答弁申し上げましたが、災害時における地域との協力体制を、夜間等の災害時も含め検討してまいりたいと考えております。

最後に、4の避難通路については、先ほどの答弁と重複しますが、当病院の建物の構造は、建築基準法及び消防法上から、2階の入院患者様の避難の場合は2方向避難が可能な構造となっておりますので、火災の出火場所により、東側または西側の避難階段から入院患者様を誘導、搬送することになります。

なお、火災時には煙感知器が作動し、防火戸が自動的に閉まるとともに、火災により発生した煙についても排煙窓から排出されることから、安全に避難できるものと考えております。

以上であります。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 2の歌志内幼稚園の管理、運営についての、1から4まで御答弁させていただきます。

1の幼稚園施設の耐震性、施設、遊具等の安全性についてでございますが、現在の園舎は昭和54年11月に新築されたもので、旧耐震基準の建物であります。老朽化に伴うふぐあいは、その都度、改修により対応しているところですが、築33年を経過していることから、普通建設事業計画において園舎の新築を計上しているところであります。

なお、遊具に関しましては、設置時期に職員が確認、検収して、安全確認を行っております。

次に、2の中学校とのつながり、中学生保育実習の関係でございますが、これまでも幼・小・中連携に取り組んでいるところでありますが、中学校では家庭科の授業において、幼児の生活を理解することを目的として、準備と実習をあわせ年間約10時間ほどの取り組みを行っております。

次に、3の園児並びに生徒に与える影響でございますが、これまでの幼小中連携の取り組みもあって、スムーズに異年齢交流が図られているところでありますが、園児と生徒においては、その年齢差によって、園児は頼りがいのあるお兄さん、お姉さんを信頼し、家族以外の者との関係性を学ぶ一方、生徒は自身の成長を振り返りながら、幼い子供の世話について学んでおり、核家族化が進んで久しい現在では、実体験を伴う貴重な機会となっているとともに、幼小相互の教育に相乗効果をもたらされるものになっております。

次に、4の中学校校舎内に幼稚園施設を移すという考えということでございますが、幼稚園園舎の老朽化対策としては、普通建設事業計画において園舎の新築を計上しているところであり、移転についての具体的な計画はありません。しかしながら、少子化に伴う背景や新築費用、効率的な園舎管理などを考慮し、新築以外の手法についても検討しておく必要がありますことから、所管施設である学校校舎活用に関するメリット、デメリットの研究を進めているほか、幼保の連携、一体化なども模索しながら、効果的・効率的な教育環境の整備を図ってまいります。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩前を解いて、再開いたします。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） それでは、今、質問に対する答弁をいただいたわけでございますが、順次、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、市立病院に際します安全管理についてであります。私がこれを取り上げたのは、歌志内市の公共施設いろいろとあるわけですが、さまざまところで火災等の訓練、そういったものを行っているわけです。先日も小学校で、たしか行われたということが新聞に出ておりました。この市立病院を取り上げた、その一つの大きな理由は、そこに患者が入院している、夜もそこに住んでいる、それが一番の、私が今回取り上げた理由であります。と同時に、夜間には職員の体制も日中と違いずっと少なくなるという、そんなこともありまして取り上げたわけですが、今いただいた答弁の中には、訓練等はしっかりと行われているという内容でありました。

ただ、入院患者の方々が、自立して歩くことがもう不可能だという方が大多数だということで、苦慮するのではなかろうかという考えのもとに質問しているわけでございますが、そして、2階に住んでおられるというところから、完全に避難できますよという、一番安全なのは

外になろうかと思うのですが、施設外ということになろうかと思うのですが、そこまで完全に避難させたという、そういった訓練も行われているのか、そういった訓練は行われたことがあるのか、そのことにつきましての答弁をお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） これまでの訓練の中では、全員が避難ができる態勢の訓練を行ったということはありません。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 確かに入院されている方々ですから、その方々を担架に乗せて、あるいは車いすに乗せるということは大変なことになろうかと思えます。その理由もわかります。ただ、災害に備えてということで、そういった訓練を重ねることによって、その被害を最小限に、あるいは全くなくするという形をつくっていかねばならないということは、これは言うまでもないことであると思えます。と同時に、しっかりと計画、それを常にその計画に基づいてその訓練を実施していく。これによりますと、年間2回行われているという内容の、8月と3月、2回行われているという答弁でありましたけれども、その訓練だけで十分な避難、そして消火、そういった訓練と考えるおられるのか、その辺のところの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） 毎年2回の消防訓練として行っているということで先ほど申し上げましたが、この訓練の中では実際に避難誘導などの具体的方法、それが身につけるように今後行って行かなければならないということからしますと、まだまだこの防災設備の取り扱いなども十分に把握されていない部分もありますので、この2回だけでは十分な訓練とは考えておりません。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今の答弁の中で、防災設備に対する、そういったことがしっかりとなされていないという言葉が出てきましたが、市立病院というところは、人間の命を守る場所であると私は思うのですよ。そのためには、経営に対しても、行政側から大きな補填といったもので経営をしてきている。今までのそういったことがなされているのだと思えます。これはもう、市民の命を守ることでですから当然のことだと私も考えます。

そこで、災害が起きたときに、そのことで命を落とすですとか、あつては絶対にならない場所であると思うのですよね。と同時に、一番不安なのは、そういった方々の入院の場所が2階にあるということ。これが避難に対するスムーズにいかない、そういった状況でもあるのではなかろうかと思えます。

消防基準の関係で、しっかりしたものができているということではありますが、その避難もしっかりと訓練がされていない、まだまだこれからやっていかなければならないことがあると同時に、今の歌志内市の市立病院の2階に、満床で60床の人間がそこに入院している、患者さんが入院しているということを考えると、もっと考えを変えた避難の方法を計画するですとか、あるいは、その避難訓練をもう少ししっかりとした体制にするだとか、そういったものが必要になってくるのではなかろうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） 今、議員さんのおっしゃるとおり、今後も訓練は一層深めながら、災害に備えた体制づくりに努めていかなければならないというふうに思っております。今、議員さんのおっしゃったとおり、今後、また夜の夜間の体制の訓練も、しっかりと連絡網

が実際に、どのくらいの時間で職員が集合できるか等も含めまして、今後いろいろな面で訓練を日常平素から消火、避難誘導の具体的な方法について、職員一人一人が身につける防災意識を深めていきたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今の答弁は、私からの質問の中では、3番目の夜間等、職員の手薄なときに、職員の連絡網という職員の集まってくれる体制づくりということで、応援計画ということの答弁にもつながってくるのかと思いますが、ということは、今までは余りそういったことの訓練ということはなされていなかったというふうに、私、今、受けとめたのですが、そういう状況なのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） 市立病院の消防法上のことにつきましては、消防法上は、夜間の避難訓練までするというふうには、市立病院ではなっておりませんので、これまでは平日のみの避難訓練を行ってきたところでございます。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） そうではなくて、今、速やかに病院の職員が、そういう災害時に集まってくれるような状況ということで、答弁が今あったわけなのですが、それを聞いていて、今までそういった訓練がなされていなかったのですかという質問なのですが。

○議長（山崎数彦君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） 申しわけございません。

今までは、行っておりません。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私が一番最初に申し上げました、この市立病院を取り上げたのは、昼、夜、そこに入院患者がおられるということで、その体制はどうなのか。一番手薄になる夜間、これが一番大切なのではなからうかという思いが正直でございます。

小学生の訓練を、この前、確認いたしますと、何度もやっている関係で、にこにこしながらというところも見えるぐらい、恐らく余裕を持っていたからそういう状況だったのではなからうかと。何度も訓練をしているので、余裕を持っているからそういうような笑顔が出ながらの訓練だったかと思うのですが、やはり訓練は常に非常時に備えてやっておかなければならないものと同時に、それを行うことによって、災害に対する犠牲が、災害の状況が大きくならなくて済むという内容のものだと私は考えます。常に行っていかなければならない。

職員の非常時の招集、それなんかにつきましても、連絡を始めてから全員が来れるまでどのくらいの時間がかかるのか。そして、来た順次から、誰がどこに配置について、火事になると、そういう災害になると、職員が配置についてどうのこうのって、なかなか難しい、ほとんどできないものではなからうかと思いますが、それでも初期消火となると、どうしても職員がやらなければならないことにならうかと思っております。そういったことを常に計画して行っていかなければならないと思うのですが、それにつきましてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） 日中を含め、夜間の火災発生時には、病院職員の迅速な対応が求められ、特に夜間は職員が少ない状況にあるということで、今おっしゃられたとおり、入院患者様の救出活動には、日ごろの避難訓練と消火避難誘導などの具体的な方法を身につけていくことが大事だというふうに私自身思っております。

しかし、火災が発生したときに、我々職員ができることといたしますと、地域の方にもこれから協力を求めるということになっていくようになったとしても、初期段階での消火活動、避難誘導でありますので、ともかく消防本部へいち早く通報して、消防隊が到着後は隊員の指示に従って行動することが大事だというふうに思っております。そのことによって二次災害も防げられると思いますので、今後そういった初期段階での消火活動、避難誘導ということに対して、計画的に、計画をしっかりと立てて避難訓練を行っていきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） まさにそのとおりだと思います。と同時に、そういった災害時にいち早くその場から離れる、そんな方法も考えていかなければならないのではなからうかと私は思います。要するに、避難をさせるということですね。それに関してなのですが、先ほどの答弁の中に、西側と東側に階段がありますと。それがあがるために、消防法上は大丈夫ですというような答弁だったかと思えます。防煙設備、そういったものも含めてですが。ただ、私は、災害というのは最悪の状況を想定しなければならないと思います。例えば、近くで言うと文珠峠、早期に対応したという関係で大事には至らなかった。それでも避難したという形はあるのですけれども、今まではあそこは別に注意しなければなりませんよという場所ではなかったはずで。そこでも土砂災害という、そういった災害が起きます。災害というのは、ここは絶対に大丈夫ですと。これだけ準備しているから大丈夫でしょうということ、考えてならないと思うのです。最悪の状態を想定して、それにどのように対処するかということから始めなければならないものだと思います。

ですから、手薄なところ、消防法上は大丈夫だからだけではなくて、もしも違うところに逃げ道があったら助かる命がもっとももっとふえるのではないかとこのところまで考えていかなければならないと思います。正直言いますと、階段二つあるほかに綱はしごも私ちょっと見せていただきました。正直言って、私もそのはしごを使って外に避難しようとは思わないようなはしごがあったわけでありましたが、それよりも、もっともっと患者を外に出せるような、そんな状況づくりをしていかなければならないと思うのですよ。

例えば、これは私の素人的な考えなのですが、隣にしらかばという施設があります。しらかばの施設と市立病院は通路でつながっています。その通路は1階だけでつながっているわけなのですが、それを2階建てにして、歌志内の市立病院で何かあったときに、しらかばのほうに避難できるような体制をつくるですとか、あるいは裏に山があります、その山に向かって橋をつくるですとか、あるいは、裏手でも表でも2階から1階におりれるような、地上におりれるようなスロープ的なものをつくるですとか、そんなことも行っていかなければならないと思うのですが。これはあくまでも命を守るためにということになりますけれども、そういったことも考えていかなければならないと思うのですが、そういったことに関するお考えについて伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） 御指摘のように、今、当病院のように、ほとんど寝たきりの入院患者様を速やかに救出する手段としては、避難用の渡り廊下をしらかば荘等新設する、または橋をつくる、またはスロープをということは本当に大きな効果があるというふうに思っております。

しかし、新しくその避難用の渡り廊下を新設する、またはいろいろとスロープを新設することになりますと、消防法上の基準や建物の構造上の問題、または新設後の管理体制、さらには新設に伴う建設費用などの諸問題を考えますと、難しいものがあるというふうに考えて

おります。

さきほどは、万が一のことがあったらということの御指摘もありましたけれども、当病院は建設後、経過年数も少ないため、スプリンクラーや火災報知設備など防災設備は消防法上問題なく整備されているというふうに思っておりますし、万が一、火災が発生した場合には、先ほど御答弁申し上げましたように、煙感知器が作動し防火戸が自動的に閉まる、また、火災により発生した煙についても排煙窓から排出されるという、安全に避難ができ被害も最小限に抑えられるものと思っております。したがって、現状での防災設備により、避難体制をしっかりと行ってまいりたいというふうに考えておりますので、何とぞ御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 最初に私が申し上げましたように、人の命を守るのだというところからこの質問を行っているわけなのですが、今あるもので、その法律のほうでしっかりとしたので、許可になっているものだから大丈夫だという、その答えが出てくると前に進みづらくなってしまいう気持ちにもなるのですが、例えば、先ほど、火災に備えて夜間等の職員の手薄なときに火事が発生したときという質問をしたときに、答弁の中に、119番に通報のボタンを押すのだという答弁があったかと思えます。よく、今まで日常と違うこと、特にその火災ですとか、あるいは大きな事故ですとかあると、人的ミスというのがあるのではなかろうかと思うのですよ。要するに、普通の人間もパニックに陥ってしまうということですね。その119番のボタンを押すという係の人が、何をしていたかわからないような、そんな人的ミスになった場合、そういったことも想定していかなければならない状況だと思うのですよね。そういうことに対して何が一番大切なのかということは、やはり訓練であり、そして避難ということが一番大事なわけですから、初期消火、そして避難というのが一番大事なわけですから、常にそういう避難できるものがあって、そういった避難を訓練することによって安全な管理運営ができるというふうに私は考えるわけです。

そんなことから、財政的にという話がありました。財政的には、もう市立病院のほうにかなりのものを、命を守るためにかなりのものは入っているのではなかろうかと思えます。命を守るために、今までも投入しているものもあるのであれば、命を守るために、さらに、そういった災害で命を落とすことがないような、そんなことにも財政的なものを投入していかなければならないのではなかろうかと思えますが、御答弁をお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 御質問の趣旨は、十分に御理解できます。

市立病院につきましては、ほとんどが寝たきりさんでございます。したがって、昼間あるいは夜間、いつ火災が起きるかわかりませんが、我々が一番危険視しているのは夜間でございます。勤務している職員の体制含めて、非常時に果たして何名を短時間で避難させることができるか。御承知のとおり、一人で1名を非難させるというのは至難の業でございます。したがって、複数の職員が必要になります。

それと、御指摘のとおり、避難路は数多くあったほうが、それは間違いございません。ただ、我々が危惧しているのは、避難をさせる人的な確保でございまして、過去には神威、あるいは桜ヶ岡というところと色々なお話をしながら動員をかけるということになりましたけれども、先ほどの説明にありましたように、消防がまず素早く対応をしていただき、その後は消防の指示に従った形でなければなかなか難しい。ある意味、二次災害が起きてしまうような、そういう状況も考えられます。

構造的にどうなるかというのは、私ども素人でちょっとわかりませんので、御指摘の部分については、後日うちの所管のほうと、技術的な所管のほう、あるいは消防のほうの御指導をいただきながら、施設のほうを確認してみたいと、そのように思いますので、時間をいただきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今、市長のほうから、そういった答弁いただきました。

命を救うところで、災害によって命がなくなり、命を落とすということは、これはほとんどもない話だと思うのです。それに対して、その財政的な面、これも確かにあるかと思いますが、やはり命を守るためですから。ずっと以前ですけれども、人命は地球よりも重いという、そんな言葉もちょっと頭に浮かびます。命を守るためにかかるお金、これはやむなしものなのかなとも思いますし、それが歌志内市の安全・安心につながっていくのだと私も考えます。

今、市長のほうから、そのようなお話がありました。少し確認したいことがございます。専門的な消防長のほうから、今の歌志内市の市立病院、私が質問した中で、火災が起きたよ、人的ミスはありませんでした、全て通報されました、そこで消防が駆けつけました。先ほど話された町内会の人たちも、あるいは近隣の方々も、隣に施設がありますからその施設の方々も応援に来てくれています。これで、歌志内市の市立病院の入院患者も、もちろん職員の方々もそうですが、災害あるいは人的なもの、生命的なもの、その災害、どのようにお考えになれるかを答弁いただきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 防火安全対策どうあるべきかということだと思います。

私どもは、防火安全対策の基本は、まず出火の防止、早期発見、初期消火、火災拡大の防止、通報、避難、誘導であります。その対策として、当病院は耐火構造化、内装の不燃化、またカーテン等の防炎化等がされています。さらには、自動火災報知設備やスプリンクラー設備も設置されており、初期消火での段階で食い止めることは可能と考えております。

また、先ほど出ましたが、夜間の体制、病院の火災があった場合、また、その初期消火が失敗した場合においても、人為的被害が免れないとは、私どもは思っておりません。その理由としては、先ほども事務長が申し上げたとおり、自動火災報知設備が発報し、その後、看護師が現場を確認に行き、本当の火災であることを確認したら所定のボタンを押すことになります。そうすると、自動的に火災であることが消防に通報され、消防はこの通報を受けたら職団員、サイレンで本格的な出動となります。

また、通報から現場到着まで、およそ四、五分。施設側の火災限界時間として、スプリンクラー、また、内装整備がされておりますので、おおむね12分と私どもは算出しております。そのようなことから、十分、避難誘導は可能であるというふうに考えております。

また、先ほども出ました関係者につきましては、先ほど市長が申されたとおり、火災現場になりましたら、火災の大小はあるとは思いますが、基本的には二次災害も考えられますので後方支援と考えております。

なお、今、お話しした前提として、建築基準法、また消防設備や消防訓練など消防違反がないこと。また、消防計画にのっとって人為的なミスがない、そういうことが前提であります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今、消防長の答弁の中に、私が先ほど質問をさせていただきました人的ミス、このことが出てきませんでした。先に確認に行きました。確認に行ったら火災だとわか

りました。さあ、そこで119番のボタンを押すという、あるいは、その防災扉ですか、たまたま昼間使っていた車いすが置いてありました。こういったことは全く触れられていないのですが、そういった内容につきましても、答弁をお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） その辺の、例えばそれは消防違反、建築上の違反だと私は認識しております。消防としましては年間2回、立入検査を行い、また、特別査察という形で査察を行っております。その段階で、異常のないことを確認しておりますし、職員が私服でたまに見て歩くということもございます。今のところ、そういう違反もないと聞いておりますので、万全であると私は考えております。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。

今の市立病院のその体制が、間違いない状況で動いているのだということも、今の答弁でわかりました。ただ、私が願うところは、いつでもどこでもどんなことが起きかわからないということが、そういったことを常に気持ちの中に持っていなければならないのではないかと思います。そのために、やはり逃げるところがたくさんある、これにこしたことはないのではなかろうかと思えます。後日、その調査をしてという話がありましたけれども、ぜひとも入院患者の方々がおられる2階から直接外へ出れるような、階段を使わなくても、階段を使ったら、消防署員でも恐らく、二人で一人の患者をとということになろうかと思えます。そうではなくて、車つきのベッドに寝ているわけですらか、車ごと外に出してやる、ベッドごと外に出してやる、そんなような体制づくりが必要ではなかろうかと思えます。

また、隣の施設とつなげるということに関しては、もしも、しらかば荘で何かあったときに、市立病院のほうに逃げることが、2階に住んでいる方々が、市立病院のほうに避難することができる、そんなことも考えて連携をとってやっていかなければならないのではなかろうか。そんなこともお願いして、次の質問に移りたいと思えます。

次の質問であります。幼稚園の管理、運営ということで質問をさせていただきました。私、この一連の質問の中で一番の目的は、教育長のお考えということで聞かせていただきました。

きのう、川野議員のほうからも質問があったのですが、幼稚園園舎を歌志内中学校の、それを借りて、あるいは、それに移して運営していきたいのだという内容のものでございました。先日、5月15日だったかと思えますが、幼稚園のほうに行政常任委員会へ出向いて、いろいろな話を聞かせていただきました。その中で、中学校保育実習というのがあって、先ほどの答弁では、10時間ほどの授業のコマがあるのだという内容のものでございました。

その授業での、その生徒と園児のその交流が、大変いい状況にあると。それが終わってから、さらにそれが続いている。そんなような状況にもあると、そんなようなことを園長先生のほうから聞かせていただきました。

私は、それと同時に、もう33年たって、新たに建て直さなければならない、その建物なのであれば、計画をもっともっと先に進めて、もう中学校でやりたいんだと、そういったことを発表してやっていくべきではないかと思うのですよ。財政状況も考えると、それがいい方法なのではないかと思うのですが、それに対する考えを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（山崎数彦君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） 下山議員からの御質問にお答えいたします。

まず、私が昨年12月に教育長に就任しまして、まず考えたことは、歌志内の子供たちを将

来にわたって、どう生き抜いていく力をつけさせるかというようなことを考えました。それには、やはり発達、発育過程における段階的な教育は絶対必要になってきます。特に、幼稚園から小学校の低学年までの時期、この時期、子供たちの基礎、基本をつくる時期だと思っております。現在、歌志内幼稚園では、大変、教育内容の充実が図られておまして、成果を上げているわけなのですが、教育環境としましては、まだまだ整えたほうが、もっとより効果的になると感じております。

その一つが、子供たちの安心・安全という意味、その確保ということを考えております。

それから、二つ目は、幼少時における基本的な教育でありまして、幼少時のときには、体力をつけさせる。それから、情操教育をつけさせるというようなことです。これは、主に遊びを中心に考えられるというふうに、今、教育をしていくという。現在の幼稚園においては、広い敷地で、遊具でのびのび駆け回り、子供たちができているかどうかというようなことでは、若干、疑問がありますけれども、それと同時に、三つ目には、やはり異年齢の交流という心の教育、要するに挨拶だとか、礼儀だとか、あるいは目上に対する敬いだとかというようなことが求められてくるのではないかなというふうに思います。その意味では、中学校校舎において、施設利用がいいのではないかなというふうに思っております。

中学校においても、家庭科の時間に保育という単元がございます。その単元において、どこの学校さんでも保育実習みたいな形で、幼稚園並びに保育園等に行つて、中学生が実施しているというようなことでもありますし、高校でも家庭科の時間、保育という科目においては、幼稚園のほうに訪問実習等もございます。

中学生の、やはり心の教育というようなことからいえば、幼稚園児に対しての思いやりとかいたわりの心を育てることは、非常にこの教育効果を高めるというふうに考えております。昔、歌志内高校でも幼稚園との交流授業がございまして、そのときに高校生の心の優しさだとか、そういう部分が非常に教育効果があったというようなことで、それ以後、高校がなくなりまして、中学校が幼稚園との連携授業を進めているというふうに私は思っております。今なお、中学生の生徒と幼稚園児の心の触れ合いが続いているというような状況でもあります。

以前、平成20年に、中学校校舎に小学校を併設してはどうかという議論はあったことは承知しております。そのときは小学校のキャパと、それから中学校のキャパとの関係、人数、それから物理的なもの、それから教育内容、教育課程の部分も考えると、なかなか難しい部分があったかと思えます。それが、どうして今、中学校と幼稚園なのかといいますと、やはり先ほども申しましたように、安心・安全の意味から、さきの東日本大震災以降、社会情勢が大きく変わっております。それと同時に、小学校と中学校では、問題がありましたが、今の幼稚園児の人数、それから教育環境に、私は問題はないのではないかなというふうに判断して、今の歌志内市の教育施設の有効利用というようなことを考え、さきに述べましたように、教育効果を考えれば、中学校の施設を利用してもいいのではないかなというふうに思っております。

今現在、幼稚園の園長並びに中学校の校長のほうに、幼稚園が中学校の校舎を施設利用する、共同生活をする、併設するに当たってのメリット、それからデメリット、そして生徒、それから教職員、保護者、それから地域の意見を踏まえて、調査研究をするようにというようなことで指示をしております。それらをもとに、今後、幼保一体、また、子ども・子育て支援事業等を視野に入れて、今後そういうものがまとまりましたら、市長と御相談させていただきたいというふうに考えたいのが、今の私の思いでございます。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 確かに、今まで歌志内高校のころに、歌志内高校を譲り受けるという

ときにいろいろな話し合いがなされて現在に至っているわけです。確かに小学校の人数からいうと、今の幼稚園児の、その29名という人数、これから変わるのでしょうけれども、そういった人数であれば、あるいは幼保一体になったものを、中学校にでもというようなお考えがあるようであります。

ちょっと、話、今の答弁の中に出てきましたが、メリットとデメリット、そんなような話で、今、メリットがあるので進めていきたいのだという考えをお持ちのようですが、今、教育長がその全体を見ながら、さて、そうすることによって生まれてくるデメリット、これをどのように押さえておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（山崎数彦君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） これは私の考えですけれども、まずは移設に関しての、やはり施設を改修する費用がどれぐらいかかるのかというようなこともありますけれども、どのような組み分けで校舎を使っていいのか。あるいは、要するに、ごく簡単に言えば時間帯の時差、例えば、中学校の授業をやっているとき、チャイムが鳴る時間とか、それから、ちょっと1階の玄関で、中学生と出会ったときに、子供たちがちょっとうるさいのではないかとか、いろいろそういうようなことがちょっと考えられるかなど。

要するに、施設利用につきましては、昨日、次長が言ったように、1階のスペースを幼稚園にと。そして、二、三階を中学校の生徒というように区分けして、時間帯の登校時間とか、そういう部分も時差を加えて考えて、そういう部分のデメリットというふうなところで、あと、要するに中学校側、それから幼稚園側から出てくるメリット、デメリットを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今、教育長からのデメリットを伺いましたけれども、それは、今のデメリットは、全て思いやりというところで、全て解消できるのではなからうか、そんなような気持ちで聞かせていただきました。

確かに、これから33年たった園舎、先日の行政常任委員会のほうで、幼稚園の園長先生に質問すると、耐震のことを質問したら、その一番最後に、耐震もそうなのですが、子供たちが、園児たちが走り回ると、床が弾むのですよと、そういう状況なのですよという話がありました。耐震よりも、まずそういったところも直す。直すというよりは、もう、であれば、新たな今ある新しいものをつくって、お金をかけるのではなくて、そして教育にもよりよいものになる、思いやりを育てられる、そんな状況づくり、どんどんやっていくべきではなからうかと私も思います。

ただ、デメリットの一つにこういうのがございます。これは、きょうの新聞に出ていたものであります。北海道新聞のものなのですが、本日6月13日木曜日ですね、女兒に強制わいせつ、容疑者の中学校1年生補導と、こんな記事が出ていました。こういうのは、今の歌志内市の生徒には全くないと私は信じております。ただ、先ほどの災害と一緒にあって、何があるかわからないというのも、事実であります。そういったこと、こういったものがあると、園児の保護者がどのような思いで、今回の中学校へ移設するという内容に対する考えを示すのかというのは、ちょっと難しいところでもあります。しかしながら、あくまでも、これは教育する場所でありますから、そういったところからも教育を進めることによって、こういった解決もできるのではなからうかと思えます。ただ、こういったことがあるということは、実際、押さえて、保護者の方々に地域に説明をして、その状況づくりをしていく。そして、こういったことが起きないような教育体制をつくっていくということも、大切なのではなからうか。

ゆくゆくは幼保の一体ということも考えて、保育所が入ると、どうしても食事をつくるという、そういったもので、ちょっと費用の面でどうなのかなという思いもありますけれども、幼保一体も含めた施設の利用というのを、早期にさまざまなものを解決しながら、早期に実施していけるのであれば、教育の環境、そして財政面、また、子供たちがそういった教育の状況になれば、その保護者もそれと同じような状況づくりというのはやっていけるのではなかろうかと思うのですよ。保護者の交友関係が広がっていく。そんな形づくりもできていけるのではなかろうかと思うのですが、そういったところからも、私は、ゆっくりと、しっかりと精査をしながら、計画を立てながら、早めに進めていくべきではなかろうかと思いますが、今までも聞いておりますけれども、最後になりますけれども、今回の幼稚園を、いずれは保育園も一体化となったものを、中学校にその校舎を利用して行っていきたい、その形づくりをしていきたいのだという教育長の思いを、最後にもう一度お話ししていただければと思います。

○議長（山崎数彦君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） 今、下山議員から御指摘のありましたデメリットの部分で、やはり中学生に対する不安等も保護者の中にあることは十分承知しておりますし、そのことも踏まえて、小学校教育、全ての教育においてしっかりしていかなければいけないというふうには思っております。

私は、歌志内に平成13年度からおりまして、非常にそのときは財政難の町でありまして、本当にお金のない町なのだろうなというふうには感じておりましたけれども、ここに来まして、そういう部分が大幅解消され、それでは今度はどういう部分にというようなことで、市長のほうからも教育に力を入れていきたいというような、すごい心強いお言葉もいただいておりますので、しっかりそういうのを受けとめて、総合的に判断して対応していきたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さんの質問を打ち切ります。

意見書案第10号

○議長（山崎数彦君） 日程第4 意見書案第10号「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） ー登壇ー

意見書案第10号「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書

(案)

わが国では、障害者基本法第4条において、障がい者に対する「差別の禁止」が規定されているものの、行政機関や民間事業者等による差別的取扱いの禁止行為や差別解消のための具体的な対応など、同規程の実効性を確保する措置等を定めた法律が規定されていません。

一方で現在、米国、EU、カナダ、オーストラリア、韓国、インド等の多くの国々で、障がい者に対する差別禁止および障がい者の社会参画の権利等を定めた法律が制定されています。また国内においても、北海道、岩手県、千葉県、熊本県、さいたま市、八王子市等の地方自治体が障がい者に対する差別禁止に係る条例等を制定しています。

また、現在、約130カ国が2006年に国連総会で採択された障害者権利条約の署名、批准を終えています。わが国は同条約との法的整合性を担保する法制度の整備が十分ではないため、同条約を批准できない状況が続いています。

こうした国内外における状況を踏まえ、国においても障害者自立支援法の改正や障害者虐待防止法の制定、障害者基本法の改正など、障がい者に係る施策の充実を図るための法整備が進められてきたところです。

去る4月26日に政府から提出された、障害者基本法第4条の規定を具体化する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」（通称：障害者差別解消法案）は、これまでの国における取り組みの集大成とも言えるものであり、多くの障がい者や関係者から同法の早期施行が求められています。また、同法の施行によりわが国の障害者権利条約の批准のための環境が整うことにもなります。

よって、国会及び政府に対し、次の事項の実現を強く要望します。

記

1. 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律案」の早期成立・施行を図り、雇用、教育、公共交通、医療、役務の提供など、あらゆる分野における障がい者の権利利益を侵害する社会的障壁の除去に努めるとともに、障がい者が社会参加するための環境整備を一層進めること。
2. 本法制定後、本法律に基づき、政府全体の方針として定める「障がい者の差別の解消の推進に関する基本方針」並びに同方針に即して行政機関や地方公共団体等が定める「職員のための要領」、及び各事業分野を所管する主務大臣が定める「事業者のための指針（ガイドライン）」については、障がい者や関係事業者等の意見を最大限尊重し、十分に反映したものとすること。
3. 障がい者が差別により制限された権利を速やかに回復できるよう、既存の紛争解決機関等の活用の推進も含め、相談及び紛争防止・解決のための体制の整備・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年6月13日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

○議長（山崎数彦君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第10号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第11号から意見書案第14号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第5 意見書案第11号から日程第8 意見書案第14号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ー登壇ー

意見書案第11号生活保護基準引き下げと各種制度改定の切り下げに反対する意見書（案）、意見書案第12号介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書（案）、意見書案第13号TPP交渉参加に反対する意見書（案）、意見書案第14号放射能汚染水対策など原子力政策の転換と被災者支援の抜本的強化を求める意見書（案）、以上4件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものであります。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

生活保護基準引き下げと各種制度改定の切り下げに反対する意見書（案）

生活保護基準切り下げ（大臣告示）にむけて作業をすすめる政府は、影響を受ける各種制度のうち、就学援助、保育料減免、児童養護施設等運営費については「できる限り影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする」とし、地方単独事業（準要保護者に対する就学援助）については、「その趣旨を理解したうえで各自治体において判断していただくよう依頼」という考え方を示す一方で、個人住民税の非課税限度額等については2014年度税制改正で対応するとしています。

今年8月実施にむけた生活保護基準引き下げは、生活保護利用者の生活実態からも実情に合っていません。また諸物価が値上がりしているという経済状況からもおこなうべきではなく撤回すべきです。また、過酷な就労指導、扶養の強要、不正受給を口実にした監視と罰則強化など、本来、受給資格があり必要な人の申請権を委縮させ、プライバシーの侵害や人権侵害にもつながりかねない問題点がふくまれていることから実施すべきではありません。

具体的な生活保護扶助基準額表は、予算成立後に示すというのが厚生労働省の方針ですが、見直しによって影響を受ける各種制度への対応を先送りしたことも問題です。

就学援助で自治体が独自に基準を設けて認定する準要保護世帯は、保護基準が下がれば認定基準も下がります。この準要保護にたいする国の補助金制度が廃止され地方交付税に切り替わりました。「できる限り影響が及ばないように」というのであれば、自治体が厳しい財政事情

のなかでも現状維持の水準を保つだけの財政援助を明確に示すべきです。

よって、生活保護基準引き下げは撤回することとし、生活保護基準変更で各種制度に影響が及ぶ場合は国が財政的な支援をおこなうことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年6月13日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書(案)

社会保障制度改革国民会議は4月の会議で「軽度の高齢者は、見守り・配食等の生活支援が中心であり、支援者の介護給付範囲を適正化すべき。具体的には保険給付から地域包括ケア計画と一体となった事業に移行し、ボランティア、NPOなどを活用し柔軟、効率的に実施すべき」との方向を議論の整理点としてまとめました。要支援1、2の認定者を介護予防給付の対象からはずし、全体の介護費用を抑制しようというものです。

要支援1、2の認定者を配食、見守り、生活支援サービスなどを保険外サービスとし、受け皿をNPOやボランティアでも可能とすれば専門職以外でも可能となります。このことは国による給付の削減を意味します。公費が削られ、サービスが縮小すれば、公的な保険制度だけでは安心できず、老後や介護の備えを個人の努力で行わなければならなくなります。

社会保障の給付は、人間らしく生きる権利を実現するための国家による保障です。高齢者の生存権を保障するためにも保険給付範囲の削減を行うべきではありません。

よって、政府は現在「社会保障改革国民会議」で検討されている要支援1、2の認定者を介護保険給付の対象から分離する案を採用せず、介護制度の充実をはかるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年6月13日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

TPP交渉参加に反対する意見書(案)

安倍晋三首相が、TPPへの日本の参加に向けたアメリカとの事前協議で、自動車の輸入問題でも保険や食品の安全基準など非関税障壁の問題でもアメリカに大幅譲歩する内容で合意したことに国内で強い懸念と批判が高まっている。

事前協議で最後まで残ったのがカナダ、オーストラリア、ニュージーランドなど、日本への農産物輸出の拡大に強い期待をいだく国々であった。「例外なき関税撤廃」を原則とするTPPは、日本にとって「国の形を変える」というほどに徹底した市場原理主義に立つものである。

安倍政権は、TPP交渉に参加する口実に、農産物などを「聖域」とし、「例外扱い」を認めさせると主張してきた。2月の日米合意は重要品目の確認があるだけで具体的に踏み込んだ内容は一切ない。アメリカ側の発表分では、日本の農産物さえ明記されておらず、逆に日本に

「例外なき関税撤廃」を求めていることを強調している。ニュージーランドなどアメリカ以外の参加国も「例外なき」を要求しており、交渉しだいで「聖域」が守られるかのようにいう安倍政権の説明には根拠がない。

こうした問題が明らかになっているもとの、安倍政権は7月からでもTPP交渉に参加する意向である。

よってこのような交渉に参加することは反対であり、下記の事項について強く要求するものである。

記

TPP交渉への参加は、日本の産業、経済、国民生活にとって極めて重大な問題であり、到底受け入れられない。よって、TPP交渉参加をただちに断念すること。

農・漁業など多様な一次産業の共存と資源の継続的な利用をはかる必要な国境措置を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年6月13日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、外務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

放射能汚染水対策など原子力政策の転換と被災者支援の抜本的強化を求める意見書
(案)

福島第一原発は、地下水の流入により放射能汚染水が増え続け、大量の汚染水が外部に流出する危機的な状況の瀬戸際に陥っている。「収束」どころか危機の真ただ中である。

ここまで事態が悪化したのは、汚染水をいずれ海に放出すればよいとする、きわめて安易で許しがたい発想がある。

収束宣言の破たんが明瞭なのに、原子力規制委員会が示す新安全基準づくりをテコに、政府は「再稼働」をおこなおうとしているが、過酷事故(シビアアクシデント)が起ころうことを認めながら、「世界最高水準の安全基準」を強調するのは、まったく矛盾している。

事故の原因や教訓を明確にしないままであり、「新基準」づくりが破たんするもとの、再稼働などは論外である。

政府・復興庁が「福島県における震災関連防止のための検討報告」では昨年9月末現在の東日本大震災における避難生活などで亡くなった被災者は2303人に昇っている。このうち、約半数が福島県となっている。避難者が、将来不安を抱えながら苦しい生活を強いられている。よって、政府に対し早急に以下の対策を求める。

記

- 一、福島第一原発の放射能汚染水の海への放出は、絶対におこなわず、収束と廃炉を日本の英知を結集した大事業としてとりくむこと
- 一、避難を強いられている15万人余りの生活と健康を守るために抜本的対策強化すること
- 一、「安全基準」づくりが破綻するなかで、原発再稼働の方針を撤回すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年6月13日

北海道歌志内市議会

提 出 先

内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、復興大臣

○議長（山崎数彦君） 意見書案第11号生活保護基準引き下げと各種制度改定の切り下げに反対する意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第11号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第12号介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第12号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第13号TPP交渉参加に反対する意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第13号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第14号放射能汚染水対策など原子力政策の転換と被災者支援の抜本的強化を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第14号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第14号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第15号から意見書案第17号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第9 意見書案第15号から日程第11 意見書案第17号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） ー登壇ー

意見書案第15号平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）、意見書案第16号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）、意見書案第17号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書（案）、以上3件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）

労働基準法第2条は、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めています。

しかし、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

こうした中、平成20年「成長力底上げ戦略推進円卓会議」による合意と、平成22年「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意をしました。こうした観点から北海道地域最低賃金はここ6年間で75円引き上げられましたが、審議会においては引き上げ額のみが議論され、有るべき水準への引き上げが出来ていない現状にあります。

去年は、平成20年の答申により、「生活保護とのかい離額を5年以内で解消する」と合意した期間の最終年に当たっていましたが、社会保険料等の引き上げに伴い、かい離が17円から30円に拡大したことから、関係者のご努力で14円の引き上げになったものの、生活保護費とのかい離が解消されていません。

賃金のナショナルミニマムを担う現在の地域別最低賃金は、高卒初任給等の一般的な賃金の実態を十分に反映できておらず、北海道内勤労働者の有効なセーフティネットとして十分に機能しているとはいえません。地域別最低賃金を有効に機能させるためには、適正な水準への引き上げや、事業所に対する指導監督の強化及び最低賃金制度の履行確保が極めて重要な課題となっています。

については、平成25年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望

します。また、日本国政府に意見書として提出されますようお願い致します。

記

1. 北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会への要請事項

- (1) 平成25年度の北海道最低賃金の改正にあたっては、雇用戦略対話合意に基づき早期に800円確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円に到達することができる審議会運営をはかるとともに、各種経済諸指標との整合性をはかり、中央水準との格差是正などを踏まえた上積み改正をはかること。
- (2) 北海道内で最低賃金以下の労働者をなくすために、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保をはかること。
- (3) 最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と、その周知をはかり安定した経営を可能とする対策をおこなうよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年6月13日

北海道歌志内市議会

提出先

北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会会長

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

2013年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額をおし進めました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨からみて、容認できるものではありません。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」、「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針のもとに一方向的に決すべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要があります。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大にむけて、政府に次の通り、対策を求めます。

記

1. 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方向的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
2. 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大をはかること。
3. 被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の前算とは別枠として確保すること。とくに、被災自治体の深刻な人材確保に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。

4. 地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき一方的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。
5. 地方の防災・減災に係る必要な財源は通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと。
6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年6月13日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣、経済産業大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書(案)

道教委は、「新たな高校教育に関する指針(2006年)」にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、全道では、現在までに19校が募集停止(または募集停止予定)、17校が再編・統合によって削減(または削減予定)されています。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じています。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されています。

2011年度の「公立高等学校配置計画」では、「他の学校への通学が困難である」として残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元からの入学者が20名を切っていることを理由に「募集停止」としました。このことは、「教育の機会均等」を保障すべき道の責任を地元へ転嫁するものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしました。

このように、「新たな高校教育に関する指針」にもとづく「配置計画」がすすめば、高校進学率が98%を超える状況にありながら、北海道の高校の約44%がなくなることになります。それはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

記

1. 道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。
 2. 「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。
 3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない市町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
 4. しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年6月13日

北海道歌志内市議会

提 出 先

北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会教育長、北海道知事

○議長（山崎数彦君） 意見書案第15号平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第15号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第15号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第16号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第16号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第17号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。
これより、意見書案第17号について採決をいたします。
ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。
したがって、意見書案第17号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（山崎数彦君） 日程第12 閉会中の継続審査の申し出についてであります。
各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。
お諮りいたします。
各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。
したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） これで、本日の日程は全部終わりました。
以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。
これをもちまして、平成25年歌志内市議会第2回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

（午前11時59分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 川 野 敏 夫

署名議員 女 鹿 聡